（役員等報酬を無報酬とする場合の報酬等支給基準　作成例）

作成例12

平成　年　月　日制定

平成　年　月　日改正

社会福祉法人○○会役員・評議員の報酬等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第１項及び社会福祉法人○○会定款第○条及び第○条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

　第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

　（１）　報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。

　（２）　費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

（報酬等の支給）

　第３条　役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

（費用弁償）

　第４条　役員及び評議員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

　　　２　費用の弁償については、社会福祉法人○○会旅費規程に基づき支給する。

（改廃）

　第５条　この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

（附則）

　第６条　この規程は、平成　年　月　日から施行する。